

中山間地域等直接支払交付金

I. 制度の概要

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域の農業生産活動が継続できるよう地域の取組を支援します

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域などにおいて、耕作放棄地の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付しています。交付金は、耕作放棄地の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

実施年度

平成27年度～平成31年度（第4期対策）

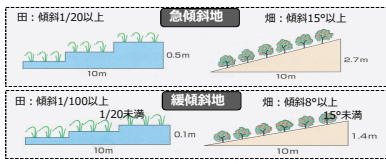
対象地域

- 特定農山村法等地域振興立法の指定地域
- 知事が指定する条件不利地域（知事特認地域）

対象農用地

対象地域内の農振農用地で、傾斜等一定の基準（傾斜基準参照）を満たす一団の農用地

傾斜基準



対象地域図



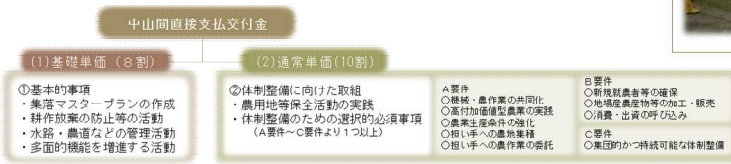
交付単価

	基礎単価(8割)	通常単価(10割)
田 急傾斜地	16,800円	21,000円
田 緩傾斜地	6,400円	8,000円
畑 急傾斜地	9,200円	11,500円
畑 緩傾斜地	2,800円	3,500円

負担区分

- 法指定地域 【国1/2：県1/4：市町1/4】
- 知事特認地域 【国1/3：県1/3：市町1/3】

交付対象となる活動



ユンボに取り付けたモアで効率的かつ安全な急傾斜地の草刈り作業

共同活動への取組



獣害防止柵の補修



生き物観察会の様子

3

平成30年度の改正点

集落戦略の作成について

平成28年度から始まっています

中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

そのため、平成28年度から、10～15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みとしています。

集落戦略の記載例はP.12を参照

－集落戦略で定める項目－

- 協定農地の将来への引継ぎ
- 集落の将来像（集落協定で既に定めている「集落マスタープラン」の内容も可）

集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反などによる遡及返還規定の対象が、全ての農地から当該農地のみに変更となります（下記参照）。

平成30年度から

※既に認定された集落協定であって、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、集落戦略の作成期限を平成29年度末から平成31年度末まで延長しました。

4

滋賀県における対象地域

対象となる地域

★法指定地域

「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」の4法によって指定された地域

★特認地域（知事が指定する地域）：

1の要件を満たす地域において2の要件を満たす農用地とする。

1. 地域基準（次の①～④のいずれかの要件を満たす）

- ① 法指定地域に地理的に隣接する農用地
- ② 農林統計上の中間農業地域または山間農業地域
- ③ 既成市街地等に該当せず一定の要件を満たす地域
- ④ 特定農山村法にかかる要件を満たす地域(急傾斜のみ)

2. 農用地基準

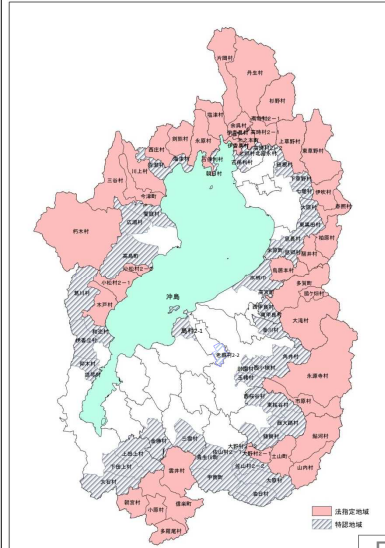
(1) 上記①から③の地域については、次のいずれかの要件を満たす

- ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑・草地 8度以上）
- イ 自然条件により小区画・不整形な田
- ウ 高齢化率・耕作放棄地の高い農地

(2) ④の地域については、次の要件を満たすこと。

- ア 急傾斜農用地の田(1/20以上)

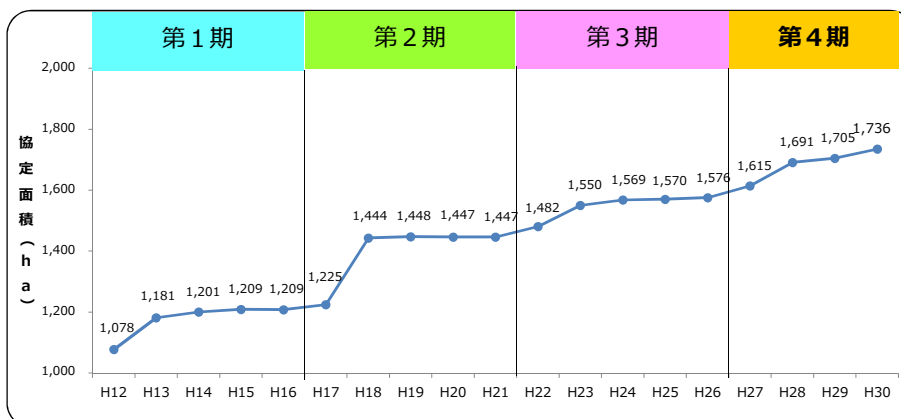
法指定地域、特認地域



5

滋賀県における協定面積の推移

- 中山間地域等直接支払制度が始まった平成12年度以降、**協定締結面積は増加**。
- 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施。



6

II. 平成30年度の実施状況

7

実施状況の審査検討について

◆中山間地域等直接支払交付金実施要領 第8の2

第8 第三者機関の設置

- 1 (省略)
- 2 都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、**交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。**

◆滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領（参考資料1）第2条関係 審議会の担任する事務の細目

- 1 中山間地域等直接支払交付金に関する事務
 - (1) 交付金の実施状況の点検に関すること。
 - (2)～(4) 省略
- 2 省略
- 3 その他農村の振興に係る交付金制度の調査審議に必要な事務

8

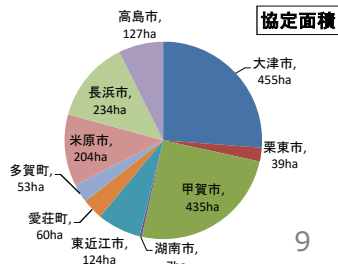
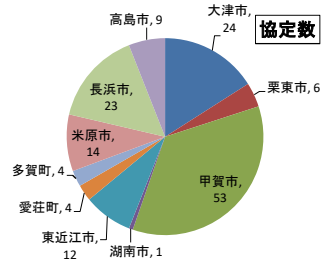
1. 対象面積、協定面積、集落協定参加農家数

- 平成30年度（第4期対策の4年目）は、10市町で**1,736ha**の取り組み
- 前年度と比較すると、協定締結面積が**約31ha増加**

表1 平成30年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	取組市町の対象面積 (ha)	交付対象の協定面積 (ha)	協定数 ¹⁾	基礎単価		集落協定参加農家数 ²⁾ (人)
				通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	593	455	24	18	6	1,155
栗東市	52	39	6	6		90
甲賀市	688	435	53	48	5	899
湖南市	7	7	1 [1]	1 [1]		-
東近江市	124	124	12	11	1	351
愛荘町	60	60	4	1	3	73
多賀町	53	53	4	3	1	108
米原市	265	204	14	12	2	291
長浜市	318	234	23	22	1	512
高島市	246	127	9 [1]	3	6 [1]	146
滋賀県計 ³⁾	2,405	1,736	150 [2]	125 [1]	25 [1]	3,625

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[]は個別協定数で内数
 注2) 個別協定は人数に含めず
 注3) 各項目の上段の()は平成29年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの(以下、同様)。

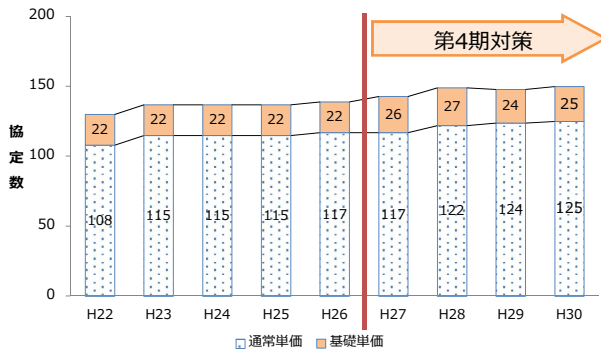


2. 協定数の推移

- 150協定（集落協定148、個別協定2）となり、前年度より**2協定増**
- 通常単価（10割単価）で取り組んだ協定数 125
- 基礎単価（8割単価）で取り組んだ協定数 25

表2 H29からH30にかけての協定数の動き

	協定数		備考
	通常単価 (10割)	基礎単価 (8割)	
新規	2	1	多賀町+1 米原市+1



【基礎単価（8割）】
 農業生産活動を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額。

【通常単価（10割）】
 農業生産活動を継続するための活動に加え、体制整備のための前向きな活動（機械・農作業の共同化や多様な担い手の確保など）に取り組んだ場合に交付される単価。

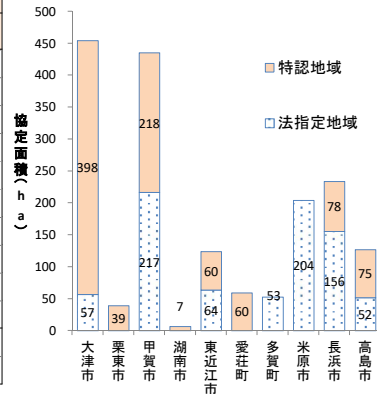
3. 協定農用地面積、地域区分、地目

協定農用地の交付面積1,736haのうち、

- ・法指定地域は802ha (46%)
- ・特認地域では934ha (54%) と、特認地域での取り組みが多い
- ・地目別では、田が1,688ha(97%)、畑が48ha(3%)

表3-1 平成30年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 ⁴⁾			うち、特認地域 ⁵⁾		
	田	畑		田	畑		田	畑	
大津市	454	454		57	57		398	398	
栗東市	39	39					39	39	
甲賀市	435	387	48	217	169	48	218	218	
湖南市	7	7					7	7	
東近江市	124	124		64	64		60	60	
愛荘町	60	60					60	60	
多賀町	53	53		53	53				
米原市	204	204		204	204				
長浜市	234	234		156	156		78	78	
高島市	127	127		52	52		75	75	
滋賀県計 ³⁾	(1,705)	(1,657)	(48)	(770)	(722)	(48)	(936)	(936)	
	1,736	1,688	48	802	754	48	934	934	



注4) 法指定地域とは「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」のいずれかに指定された地域
注5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

3. 協定農用地面積、地域区分、地目

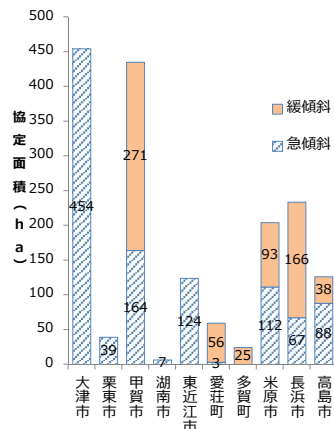
協定農用地の交付面積1,736haのうち、

- ・急傾斜は1,058ha
- ・緩傾斜は649ha

※緩傾斜を対象農用地とするかについては、市町長が定めることができる。

表3-2 平成29年度における傾斜別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)				うち、田		うち、畑	
	急傾斜	緩傾斜			急傾斜	緩傾斜	急傾斜	
大津市	454	454		454	454			
栗東市	39	39		39	39			
甲賀市	435	164	271	387	116	271	48	
湖南市	7	7		7	7			
東近江市	124	124		124	124			
愛荘町	60	3	56	60	3	56		
多賀町	25		25	25		25		
米原市	204	112	93	204	112	93		
長浜市	234	67	166	234	67	166		
高島市	126	88	38	126	88	38		
滋賀県計	1,708	1,058	649	1,659	1,010	649	48	



※畑田：一般的に傾斜1/20以上にある水田（中山間直弘制度における急傾斜地）とされている（NPO法人畑田ネットワークHPより）

4. 交付金額・使途状況

- ・ 交付金額は262,811千円と、協定面積の増加により前年度から2,929千円の増
- ・ 交付金額のうち、**共同取組活動64%**、個人配分36%

表4 交付金額の使途

市町名	交付額 (千円)	割合 (%)			
		共同取組活動	個人配分	共同	個人
大津市	91,866	49,600	42,266	54	46
栗東市	8,432	1,459	6,973	17	83
甲賀市	50,460	34,996	15,463	69	31
湖南市	1,366	-	1,366	-	100
東近江市	25,775	20,321	5,453	79	21
愛荘町	4,366	4,240	126	97	3
多賀町	4,046	4,046	-	100	-
米原市	31,100	19,971	11,129	64	36
長浜市	27,308	22,075	5,233	81	19
高島市	18,094	12,731	5,362	70	30
滋賀県計	(259,882)	(160,806)	(97,884)	(")	(")
	262,811	169,440	93,372	64	36

注) 各項目の上段の () は平成29年度の数値。

【参考】

交付金の概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則としているが、交付金の配分、使途は集落の裁量に委ねられている（協定参加者の話し合いにより決めることができる）。

13

5. 共同取組活動費の使途内訳

表5 共同取組活動費の使途内訳 (滋賀県計)

(単位: 千円)

市町名	共同取組活動充当総額	(H30)共同取組活動充当総額	前年度末積立等総額 ⁶⁾	使途内訳																
				役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	土地利用関係費	法人設立関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流・促進関係費	その他	積立等		
大津市	105,746	50,252	69,983	2,963	954	18,059	3,028	5,888	7,723	5,040	2,719	0	0	22	113	5,359	53,878			
栗東市	1,459	3	0	230	0	196	80	225	0	0	0	0	0	0	58	10	660			
甲賀市	98,656	34,327	64,329	1,093	36	12,452	13,785	4,761	5,069	231	19	0	0	0	0	4,933	56,277			
東近江市	53,509	21,389	33,458	295	0	10,988	2,950	687	1,250	0	0	0	0	0	0	0	37,338			
愛荘町	4,653	4,373	1,787	140	32	0	0	3,608	0	0	171	0	0	0	0	0	703			
多賀町	4,306	947	144	410	200	2,924	0	392	0	0	0	0	0	0	0	0	380			
米原市	30,858	17,617	17,100	876	0	5,249	418	863	5,008	685	0	0	0	0	472	0	17,288			
長浜市	46,078	22,497	0	1,033	0	4,512	1,787	3,266	3,779	0	0	0	0	0	0	499	31,202			
高島市	15,793	12,658	2,600	570	8	701	1,936	2,697	1,624	0	214	30	20	0	331	633	7,031			
滋賀県計	(300,082)	(165,583)	(134,499)	(7,536)	(638)	(49,033)	(20,715)	(22,550)	(21,083)	(11,448)	(2,233)	(430)	(20)	(186)	(1,677)	(6,019)	(156,513)			
	361,058	164,063	189,401	7,610	1,230	55,082	23,984	22,386	24,452	5,956	3,123	30	20	22	974	11,434	204,757			
(共同活動費に占める割合)				(3%)	(0%)	(16%)	(7%)	(8%)	(7%)	(4%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(1%)	(2%)	(52%)			
				2%	0%	15%	7%	6%	7%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	3%	57%			

- ・ 積立等が全体の1/2を占める
- ・ 積立等の内訳では、「災害」、「機械購入」、「道・水路、農地整備」で66%を占める
- ・ 交付金のすべてを共同活動に充てたのは57協定 (H29は53)
…個人配分を行った集落が減少

14

6. 体制整備に向けた取り組み状況

- ・ 集落協定148のうち、124協定(84%)が体制整備のための前向きな活動に取り組む。そのうち123協定がC要件の取り組み。

表6 体制整備に向けた取り組み状況

市町名	集落協定数	うち、通常単価（10割）取組協定数			
		A要件	B要件	C要件	
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	-	6
甲賀市	53	48	-	-	48
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	4	1	-	-	1
多賀町	4	3	-	-	3
米原市	14	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	8	3	-	-	3
滋賀県計	148	124	-	1	123

注) 個別協定2（湖南市1、高島市1）は含めず。

※体制整備のための前向きな活動は下記3要件から1つを選択

- ◆A要件（農業生産性の向上）
機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ◆B要件（女性若者等の参画を得た取組）
新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ◆C要件（集团的かつ持続可能な体制整備）
協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

15

7. 個別協定の取り組み状況

- ・ 個別協定での取り組みは2協定（湖南市、高島市）

表7 個別協定の取り組み状況

協定締結者	農業生産法人	認定農業者
交付単価	通常（10割）	基礎（8割）
協定締結面積（ha）	6.5	9.2
うち、利用権設定等	6.5	9.2
うち、自作地面積	-	-
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 農業生産活動を5年間以上継続 ・ 耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置） ・ 水路、農道等の管理 ・ 周辺林地の下草刈り 	

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

「個別協定」とは、認定農業者等が、農用地の所有者との間において、利用権の設定や作業の受委託を締結したうえで、「対象となる農用地」、「設定権利等の種類」、「設定権利者・委託者名」、「設定権利等の契約年月日と契約期間」、「交付金の使用方法」、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を規定し、「集落協定」と同様に、市町長の認定を受けたものをいう。

16

8. 加算措置の取り組み状況

- ・ 県内における加算措置の取り組みは、超急傾斜農地保全管理加算のみ
- ・ 平成30年度は、10協定、485,006㎡で取り組み、2,910千円の加算
- ・ 米原市で1協定が新たに取組を開始し、取り組み面積が20,673㎡増加

表8 加算措置の取り組み

加算措置の内容	協定数	面積(㎡)	加算金額(円)	該当市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	-	
集落協定の広域化支援 ¹⁾	-	-	-	
小規模・高齢化集落支援 ²⁾	-	-	-	
超急傾斜農地保全管理支援 ³⁾	(9)	(464,333)	(2,785,998)	(<i>u</i>)
	10	485,006	2,910,036	大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原市4、高島市1

注1) 集落協定の広域化加算：複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算(3,000円/10a)

注2) 小規模・高齢化集落支援：取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算(田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a)

注3) 超急傾斜農地保全管理支援：超急傾斜地(田：1/10以上、畑：20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算(6,000円/10a)

注4) 上段の()は、平成29年度の数値。

17

9. 集落戦略の作成状況について

- ・ 15ha以上の集落協定36のうち、集落戦略を作成したのは、13協定
- ・ 平成30年度に集落戦略を作成した協定はない
- ・ 2協定が現在集落戦略を作成中

表9 集落戦略作成状況

市町	集落協定数		集落戦略作成済協定数
		うち、15ha以上の協定	
大津市	24	11	3
栗東市	6	0	0
甲賀市	53	6	0
東近江市	12	2	0
愛荘町	4	2	1
多賀町	4	1	0
米原市	14	7	6
長浜市	23	3	1
高島市	8	4	2
計	148	36	13

注) 個別協定含めず

(平成31年3月末時点)

18

(参考) 集落戦略とは

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所には“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地面積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き継ぎ耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がリターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

◆集落戦略とは

集落協定の参加者が、農地や集落の将来について話し合い、左のことを取りまとめたもの

◆作成するメリット

15ha以上の集落協定において、協定活動違反などによる**遡及返還規定の対象**が、すべての農地から**当該農地のみ**に変更となる

19

10. 抽出検査について

- 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の5に基づき、対象協定の中から抽出し、7市町32協定の検査を実施
(実施期間：H30.12.20~H31.2.4)

表10 抽出検査における主な問題点と指導内容

項目	指導内容
確認野帳等の整備状況について	現地確認チェックリストを整理すること
交付金の会計管理について	共有資産管理台帳および機械等利用簿を作成すること
	金銭出納簿の整理をすること
積立および繰越について	繰越金について計画的に利用すること

表11 平成30年度抽出検査数

市町名	検査協定数
大津市	6
粟東市	2
甲賀市	12
東近江市	2
米原市	3
長浜市	5
高島市	2
7市町	32協定

20

認定農業者を中心に集落ぐるみで農地を守る
しがけんたかしまし もりにし
 (滋賀県高島市 森西集落協定)



- 認定農業者を中心に小集落ゆえのまとまりでみんなで農地を守るとともに、共同機械の導入により作業負担の軽減を図る取り組み。

協定面積 : 16 ha (田 16 ha) 交付金額 : 242万円 (個人配分0%、共同取組活動100%)
 協定参加者 : 農業者20人 協定開始 : 平成18年度

地域の現状

- 本地区は、琵琶湖の西部に位置する旧マキノ町の山すその小集落であり、湿田が多く水稻栽培が主体。近隣にはメタセコイア並木があり、観光客も多く立ち寄る。
- 平均3～4mの農地法面や水路の維持管理に多大な労力を費やしており、さらに猿・猪・鹿などの獣害に悩まされている。
- H18年度から本制度を実施。H17年に大規模な電気柵を設置し、その電気柵の維持・管理や水路管理、機械購入などに活用している。



【協定農用地】



【メタセコイア並木】



【侵入防止柵の補修】

取組の概要

- 6人の認定農業者を中心に小集落ゆえのまとまりで、農地の保全、地域活動に取り組んでいる。近年では椎茸栽培やビニールハウスによる施設野菜(トマト、イチゴ、メロン)に取り組む協定参加者もあり、道の駅や直売所に出荷している。
- 超急傾斜農地保全管理加算も活用しながら、コンボを購入(アタッチメントで草刈モアも取り付け可能)し、法面の草刈や水路の泥上げ、除雪など作業負担の軽減を図っている。
- 棚田ボランティアの受け入れや、ツツジ・アジサイなど景観作物の植栽を行い、また、メダカ池を整備し生きもの観察会を行うなど、地域内外の交流を行っている。



【モアによる草刈作業】



【ツツジの植栽】



【生きもの観察会】

農地中間管理機構を活用した農地の集積と
こうつはら
 奥伊吹の流儀～まごころ米づくり～(滋賀県米原市甲津原集落協定)



- 営農組合の法人化を契機に、農地中間管理機構を活用した農地集積に取り組むとともに、共同機械の導入による作業負担の軽減や6次産業化などに取り組む、地域を活性化。

協定面積 : 22 ha (田 22 ha) 交付金額 : 524万円 (個人配分41%、共同取組活動59%)
 協定参加者 : 農業者12人 法人1 その他2 協定開始 : 平成12年度

取組の概要

- 当地区は、米原市内最北端に位置する積雪の多い山間地で、湖北の大河、姉川の源流に近い標高約520m付近の地域。
- 平成14年にほ場整備が完了し、水稻・そばを中心に栽培。
- ほ場整備の実施を契機に、今後の農地保全については、営農組合を設立し、高齢農家や不在地主の農地を管理していくことで合意形成を図り、平成12年度から本制度を実施。
- 交付金を活用して共同利用機械や獣害柵等を整備し、農地等の保全や営農組合の運営に積極的に取り組む。
- 平成27年に営農組合を「(農)甲津原営農組合」として法人化すると共に、農地の受入体制を強化し農地集積を加速。



【そばの栽培状況】



【景観作物を植栽】

取組の特色

- (農)甲津原営農組合の法人化を契機に農地中間管理機構を活用して、集落の約88%の農地を利用権設定により集積。(法人の農地集積面積 19.4ha (H28))
 水稻以外に、そば、みょうが、ふき、よもぎ等を栽培。
- 平成9年から集落内にある「甲津原交流センター」において、集落女性6名による漬物加工部が農産物を漬物等に加工。
- 平成17年から、売店・喫茶をオープンし、漬物・米の販売、軽食・そばなど地域食材を使用した飲食を提供することで農業者の所得向上に貢献。(売店の販売額 11,664千円 (H28))
- 営農組合と自治組織の甲津原区が主体となり、宿泊施設「アグリコテージ」を利用した農業体験ツアー(田植え・稲刈り)を毎年開催し、都市住民との交流事業を実施。



【甲津原交流センター】



【伊吹在来そば】